

ID: 645

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども政策課

処分の概要	支払いの調整		
法令名 根拠条項	児童手当法 第13条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
【根拠条文】 (支払の調整) 第13条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日